

議員発第 13 号

議会の請求に基づく監査の結果（監報第4号）に関する  
調査特別委員会の設置を求める動議

上記の動議を、茨木市議会会議規則第8条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成28年6月30日提出

提出者 茨木市議会議員

上 田 嘉 夫

大 野 幾 子

米 川 勝 利

滝ノ上 万 記

中 井 高 英

山 崎 明 彦

山 本 隆 俊

上 田 光 夫

山 下 慶 喜

下 野 巖

茨木市議会議長 篠 原 一 代 様

議会の請求に基づく監査の結果（監報第4号）に関する  
調査特別委員会の設置を求める動議

次のとおり、議会の請求に基づく監査の結果（監報第4号）に関する調査特別委員会の設置を求める。

記

1 調査事項

本議会は、地方自治法第100条第1項の規定により、次の事項について調査するものとする。

(1) 監査報告における疑義及び守秘義務に関する事項

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条及び茨木市議会委員会条例第5条の規定により、委員8人で構成する「議会の請求に基づく監査の結果（監報第4号）に関する調査特別委員会」を設置し、これに付託するものとする。

3 調査権限

本議会は、1に掲げる調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。

4 調査期限

上記特別委員会は、調査が終了するまで閉会中もなお1に掲げる事項の調査を行うことができる。

5 調査経費

本調査に要する経費は、100万円以内とする。